

議案第 1 0 1 号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年さいたま市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第 4 5 条 〔略〕 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね <u>1 5 人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>2 5 人</u>につき 1 人以上とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。	(職員) 第 4 5 条 〔略〕 2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね <u>2 0 人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>3 0 人</u>につき 1 人以上とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 3 0 年さいたま市条例第 2 4 号）の一

部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の配置の基準) 第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね <u>15人</u> につき1人以上 (4) 満4歳以上の園児おおむね <u>25人</u> につき1人以上 2～5 [略]	(職員の配置の基準) 第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね <u>20人</u> につき1人以上 (4) 満4歳以上の園児おおむね <u>30人</u> につき1人以上 2～5 [略]

（さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の数等) 第5条 [略] 2 [略] 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表	(職員の数等) 第5条 [略] 2 [略] 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表

の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25</u> 人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15</u> 人につき1人
[略]	

4・5 [略]

の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30</u> 人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20</u> 人につき1人
[略]	

4・5 [略]

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第29条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、一の小規模保育事業所A型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15</u> 人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25</u> 人につき1人 3 [略] (職員) 第31条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模保	(職員) 第29条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、一の小規模保育事業所A型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20</u> 人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30</u> 人につき1人 3 [略] (職員) 第31条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模保

育事業所B型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第44条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第47条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 [略]	育事業所B型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第44条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 [略] （職員） 第47条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 [略]
---	---

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第1条の規定による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第45条第2項、第2条の規定による改正後のさいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、第3条の規定による改正後のさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項並びに第4条の規定による改正後のさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。